

イラスト&図解

会社と役員の 取引をめぐる税金 Q&A



はじめに

一族で株式のほとんどを所有しており、主な役員を一族が占めているような会社を、オーナー会社と呼んだりしますが、税務上は、特定の要件に該当する会社を同族会社と呼び、同族会社であるがゆえに行われる課税上弊害が生じる行為を防止する規定が種々定められています。

また、第三者間であれば交渉によって客観的に決められる価格等について、会社と役員との間では恣意的な設定が行われる場合があります。このような取引について、税務上は、時価と比較したり、通常取得すべき利率や通常の賃貸料と比較したりすることで課税上の弊害の防止を図っています。

なお、本冊子では、特に実務的な問題に視点を当てて、Q & A方式で解説をしていますが、紙幅が限られているため表現を簡略化しています。具体的に会社と役員との間の取引を考えるに当たっては、専門家の助言等を受け、税務上不利な扱いを受けないような取引を選択していただければと思います。

本冊子が、皆様の会社における会社と役員との間のさまざまな取引を検討するに当たり、少しでもお役に立つことができれば幸いです。

目次

I 会社と役員をめぐる基礎知識

- Q 1 会社と役員との取引はなぜ問題となるのですか？ 4
- Q 2 税務は同族会社に厳しいって本当ですか？ 6
- Q 3 税務上の役員の範囲は広いのですか？ 8
- Q 4 役員に給与を支払う場合の注意点は？ 10
- Q 5 使用人兼務役員になるためには？ 12

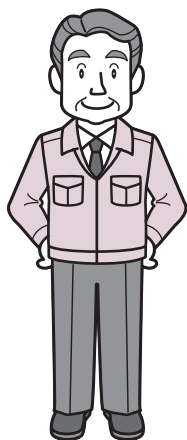
II 役員給与の損金算入

- Q 6 税法上損金算入となる役員給与とは？ 14
- Q 7 期中に役員給与を増額することができますか？ 16
- Q 8 期中に役員給与を減額することができますか？ 18



Ⅲ 会社と役員との間の取引

Q 9	社長の業務外の経費を会社が負担したら？	20
Q10	社内の人だけの飲食費は交際費になるの？	22
Q11	役員に生命保険をかけるときの注意点は？	24
Q12	社長の土地を会社に売却する場合の注意点は？	26
Q13	会社の土地を社長に売却する場合の注意点は？	28
Q14	相続で取得した自社株を会社に譲渡する場合の税金は？	30
Q15	社長が会社に金銭や建物を貸す場合の注意点は？	32
Q16	会社が社長に金銭を貸す場合の注意点は？	34
Q17	社長の土地を会社が借りる場合の注意点は？	36
Q18	役員の社宅家賃の適正額はいくらぐらい？	38
コラム	事業承継	40



社長（代表取締役）



妻（取締役）

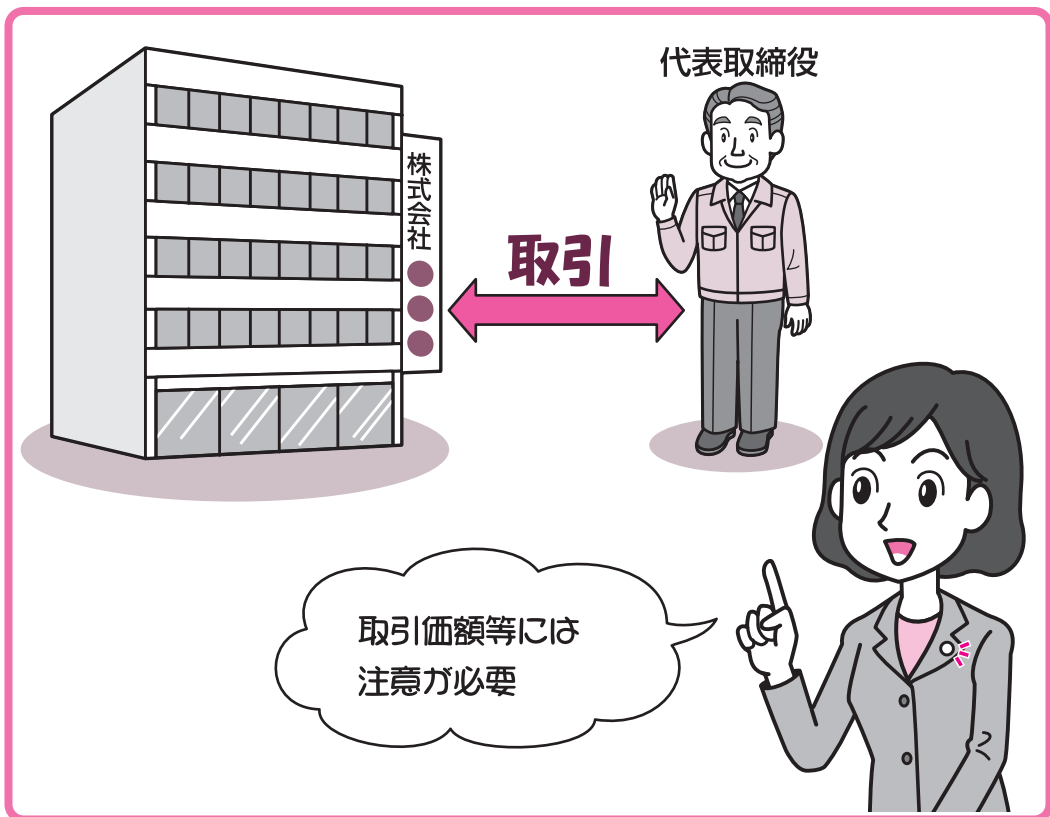


税理士

（注）本冊子の内容は、令和7年1月1日現在の法令等及び「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）に基づいています。

Q1 会社と役員との取引はなぜ問題となるのですか？

A オーナー会社においては、一族の役員との間の取引について、取引内容等を自由に決めて所得調整をしたり、会社に資金を留保して株主の所得税課税を回避するなど、税務上問題となるケースがいろいろと生じます。



ポイント

- オーナー会社と役員間の取引については、税務上のトラブルが発生しやすいので注意が必要。
- オーナー（株主）一族が株式の多くを所有する会社を税務上「同族会社」と呼び（詳細な定義はQ2参照）、税務上特別な取扱いが設けられている。

解説

オーナー会社と役員との間の取引については、取引価額等を第三者間の取引の場合とは乖離した金額に決めることが可能です。第三者との通常の取引とかけ離れた価額で取引が行われた場合、役員給与や受贈益の認定を受け課税関係が生じることがあります。

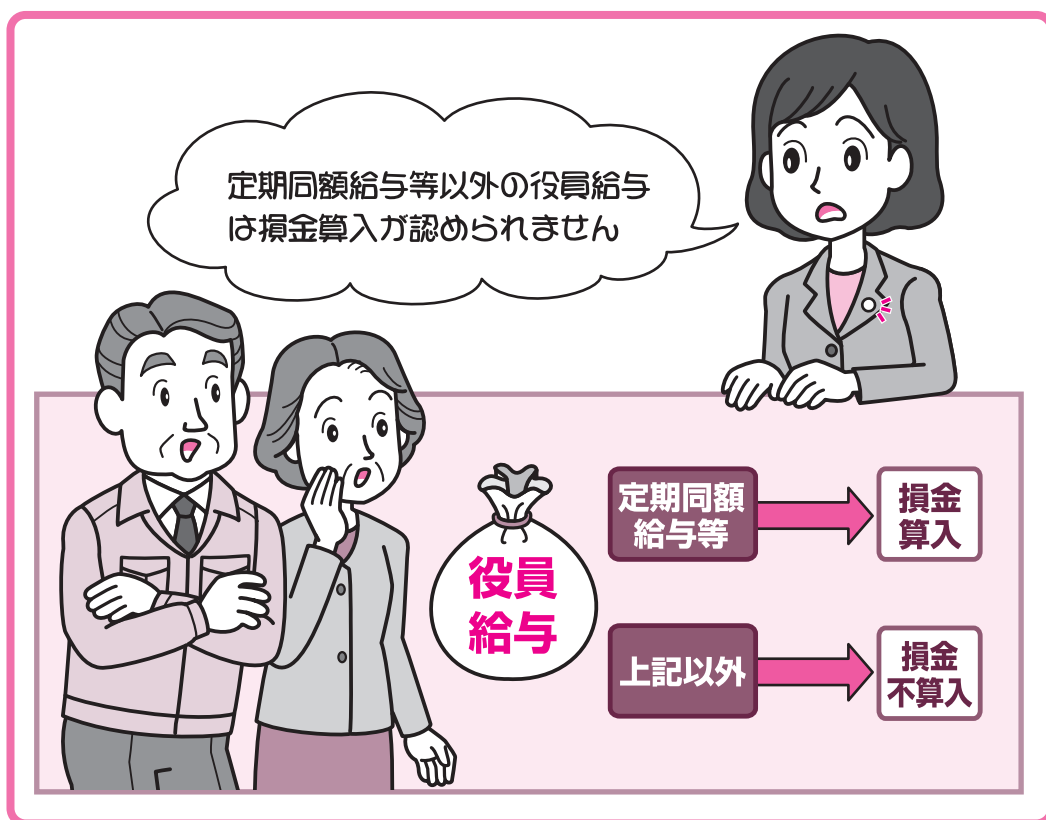
税務上問題となりやすい会社と役員間の取引には、次のようなものがあります。

会社・役員間の取引	課税関係（役員側）
社長に関する経費の計上	業務関連以外の経費は 給与所得課税 （20・21ページ参照）
社長の土地を会社に売却	時価の2分の1未満で会社に売却した場合は みなし譲渡課税 （26・27ページ参照） 時価より高い金額で会社に売却した場合は、売買価額と時価との差額が 給与所得課税 （27ページ参照） （注）会社は、役員給与として損金不算入（27ページ参照）
会社の土地を社長に売却	時価未満で社長に売却した場合は、時価と売買価額との差額が 給与所得課税 （注）会社は、役員給与として損金不算入（29ページ参照）
社長から会社に対する金銭や建物の貸付け	通常取得すべき利率以上の利率の場合や、通常の家賃よりも高い家賃の場合は、実際の利率と通常取得すべき利率（実際の家賃と通常の家賃）との差額が 給与所得課税 （32・33ページ参照）
会社から社長に対する金銭の貸付け	無利息や通常取得すべき利率よりも低い利率の場合は、通常取得すべき利率と実際の利率との差額が 給与所得課税 （34・35ページ参照）
役員社宅の提供	無償又は低額での提供の場合は、通常の賃貸料と実際の賃貸料との差額が 給与所得課税 （39ページ参照）

Q6

税法上損金算入となる役員給与とは？

A 役員給与（使用人兼務役員の使用人部分を除く）については、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれかに該当し、適正部分に限り損金算入が認められます。



ポイント

- 役員給与を損金に算入するためには、事前に支給額が確定しているかどうかポイントとなる。

1 定期同額給与

支給時期が1か月以下の一定期間ごとであり、かつ、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額である給与をいいます。

① 支給額が同額である定期給与*	定期給与でその事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与
② 給与改定がある場合の定期給与	定期給与で、次に掲げる給与改定が行われた場合の各支給時期における給与が改定前は前で同額、改定後は後で同額である給与（Q7、Q8参照） (イ) 3か月以内改定の場合 (ロ) 臨時改定事由による場合 (ハ) 業績悪化改定事由による場合

* 支給時期が1か月以下の一定の期間ごとである給与

2 事前確定届出給与

役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（1及び3の給与を除く）をいい、届出期限*までに税務署長に支給日や支給金額等を記載した届出書を提出することにより役員給与の損金算入が認められます。

* 株主総会等において支給時期や支給金額に関する決議をした日から1か月を経過する日（その日が事業年度開始日から4か月を経過する日後であるときは4か月を経過する日）

3 業績連動給与

同族会社に該当しない会社が業務を執行する役員に対して支給する業績連動指標を基礎として算定される給与をいい、上場会社等において報酬委員会による決定等の適正な手続を経ている等の要件を満たす必要があります。

(注) 業績連動給与は、同族会社に該当しない会社が対象となるため、Q7とQ8では解説を省略しています。

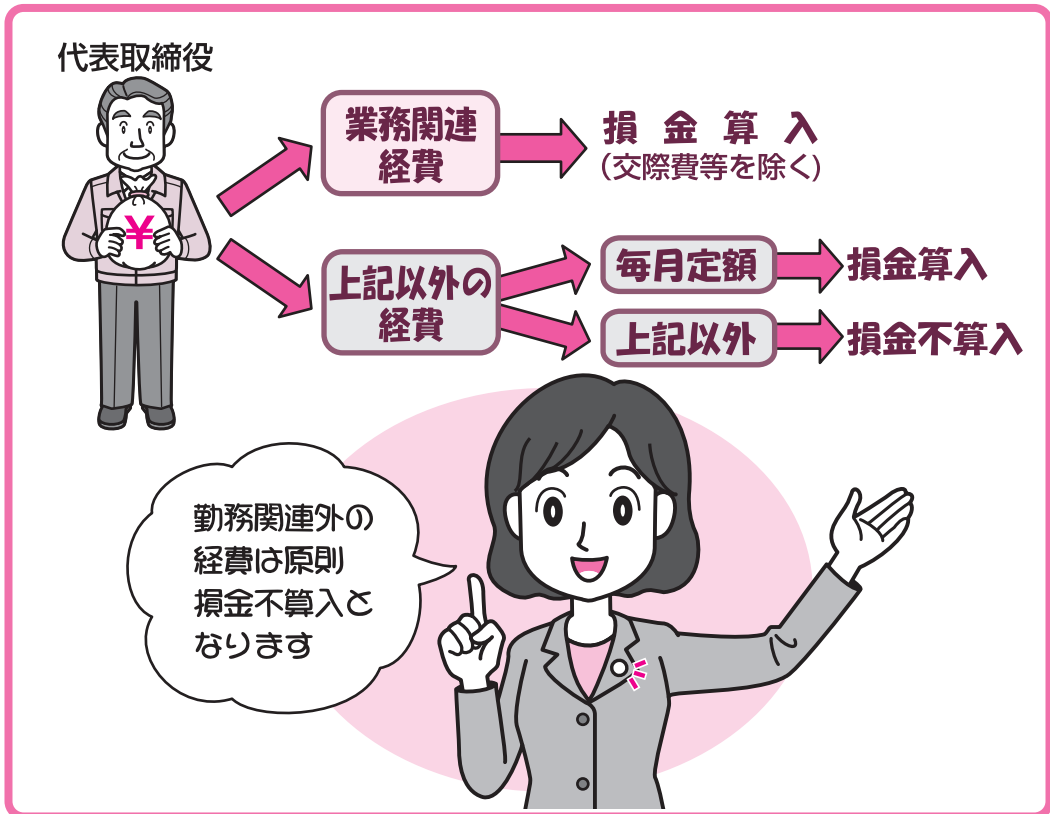
MEMO

役員に対する賞与は原則損金不算入ですが、事前確定届出給与を利用することにより、従業員と同じように夏・冬に支給する役員賞与についても損金に算入することが可能となります。ただし、税務署に届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、原則として支給額全額が損金不算入となります。

Q₉

社長の業務外の経費を会社が負担したら？

A 社長に関して支出した金額のうち、業務に関連しないものは原則損金不算入となりますが、毎月定額で支給されるものは定期同額の役員給与として損金算入が認められます。



ポイント

- 業務に関連しない役員の個人的な経費を会社で支出すると、会社には法人税負担が生じ、役員には所得税が課税される場合がある。

1 役員に関する業務上の経費

会社が役員に関して支出した金額については、業務に関連する経費とそれ以外の経費とでは税務上の取扱いが異なりますので、十分な注意が必要です。

		会社の法人税の取扱い	役員の所得税の取扱い	
役員に関して支出する経費	業務関連の経費	損金算入（資産や交際費に該当するものを除く）	課税なし	
	業務関連外の経費	毎月定額支給	原則損金算入（定期同額の役員給与）	給与所得課税
		臨時的に支給	損金不算入（臨時的な役員給与）	給与所得課税

2 具体的な取扱い

(1) ゴルフクラブの入会金等の取扱い

会社でゴルフ会員権等を取得した場合の税務上の取扱いは、次のように分類されます。

	法人会員として入会した場合	個人会員として入会した場合*
入会金	資産計上	個人会員である役員に対する給与（個人は給与所得課税）
年会費等	交際費	

* 無記名式の法人会員制度がないなど、やむを得ず個人会員として入会した場合は、法人会員として入会した場合に含まれます。

(2) 慰安旅行費用の取扱い

次の条件のいずれにも該当する場合には、会社負担が多額になる等のケースを除き、会社は福利厚生費として処理でき、役員や従業員は給与所得課税を受けることはありません。ただし、役員など特定の者のみを対象とした旅行は、福利厚生費ではなく、給与として取り扱われます。

①	旅行に要する期間（海外旅行のときは目的地の滞在日数）は4泊5日以内であること
②	旅行の参加者が全従業員等の50%以上であること*

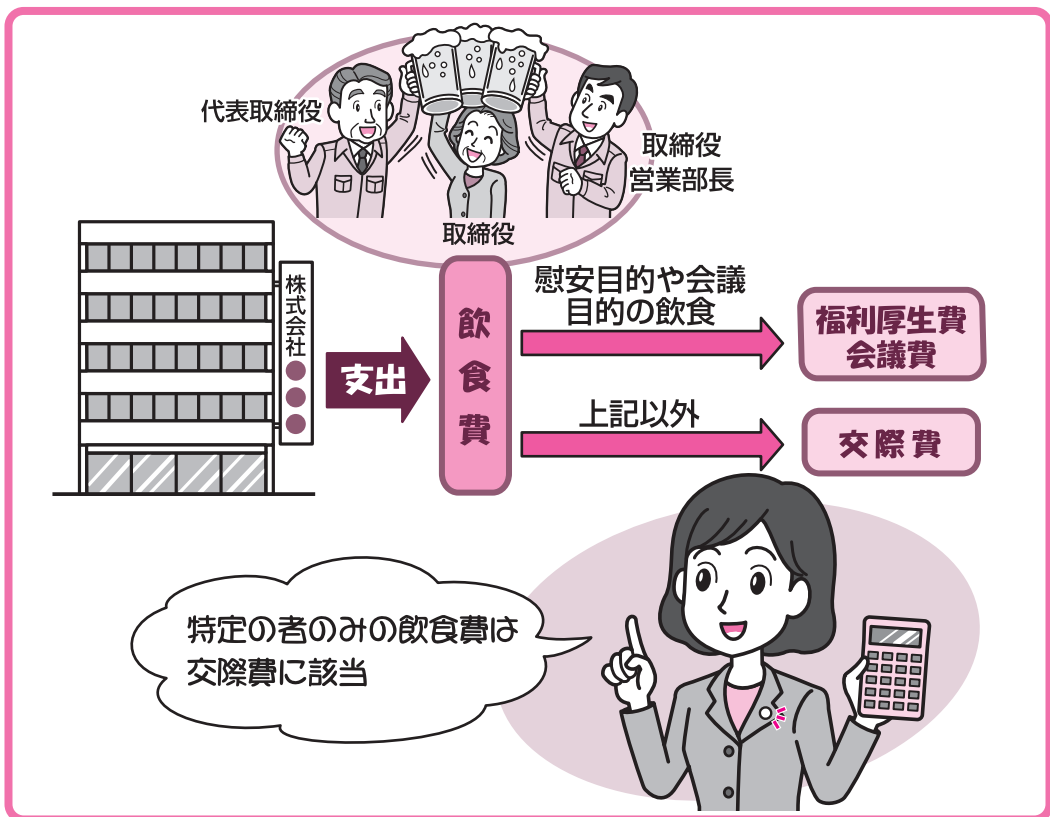
* 工場、支店等の単位で旅行を行う場合は、その工場、支店等の従業員の50%以上が旅行に参加していることが必要です。

Q10

社内の人だけの飲食費は交際費になるの？

A

会社の役員や従業員しか参加していない飲食費(社内飲食費)は、福利厚生費や会議費に該当するものを除き、原則交際費として取り扱われます。



ポイント

- 福利厚生費や会議費に該当しない社内飲食費は、税務上、交際費として取扱われる。
- 社内飲食費以外の接待交際費のうち、1人当たり10,000円以下の少額の飲食費は交際費から除外される。

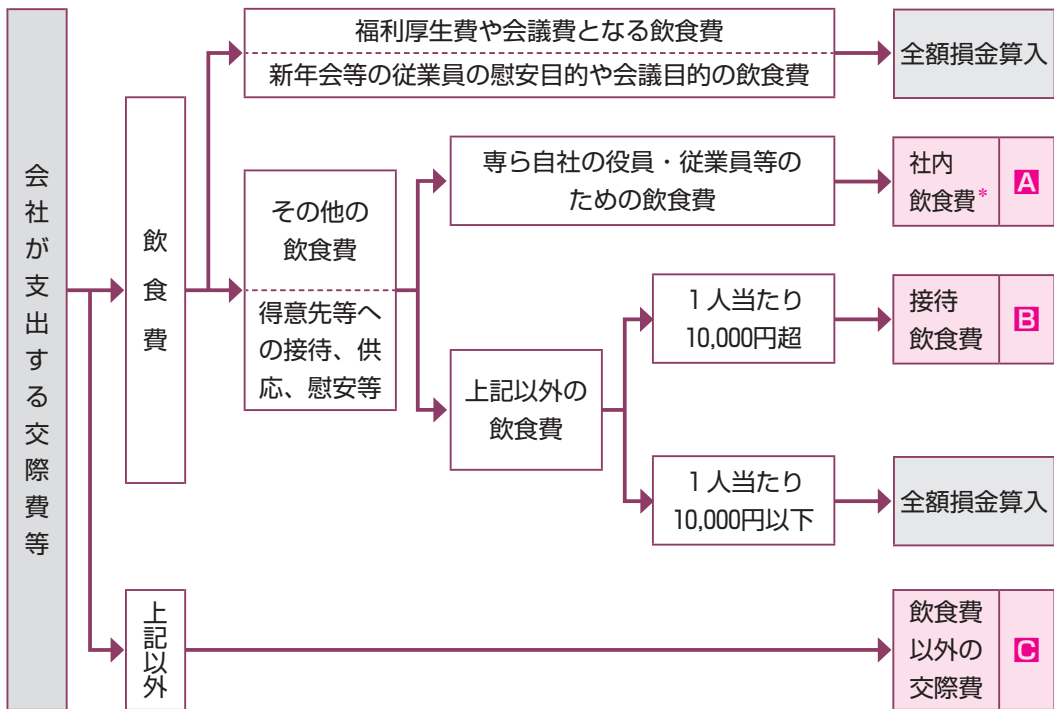
解説

税務上、損金算入に制限が設けられている交際費等とは、「得意先や仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、慰安等のために支出する費用」をいいます。この「事業に関係のある者」には、会社の役員、従業員、株主等が含まれることから、役員や従業員のために支出する費用であっても交際費等に該当するケースがあります。ただし、資本金の額等が1億円以下の会社（資本金の額等が5億円以上である法人等の100%子法人を除く）は定額控除限度額（年800万円）又は接待飲食費の50%のいずれか多い額まで損金に算入することができます。

なお、社外の関係者との1人当たり10,000円以下の少額の飲食費については交際費等の範囲から除外され、全額損金に算入できます（「接待の相手方の名称、氏名」や「出席した人数」等を正しく記録した書類の保存が必要）。

●会社が支出する交際費等の取扱い

下図の社内飲食費**A**、1人当たり10,000円超の接待飲食費**B**、飲食費以外の交際費**C**の合計が、損金不算入制度の対象となる交際費等となります。



* 「親会社の役員等やグループ内の他社の役員等に対する接待等のために支出する飲食費」等は社内飲食費に該当しません。